

財政調整の現状及び試算

1 現状

(1) 保険財政共同安定化事業

根拠等	国保法附則第 26 条により、一定額以上の医療費に関して県内すべての市町村が拠出する財源により費用負担を調整。法のほか省令や要綱等に基づき国保連合会で実施。	
対象医療費	レセプト 1 件 30 万円超	対象医療費や拠出割合については、広域化等支援方針の中で特別の額又は特別の方法を定めることができるが、福島県は法の規定どおり実施している。
拠出割合	医療費実績割 50 被保険者割 50	
H24 実績	拠出（交付）超過額 10.1 億円	

(2) 国調整交付金

根拠等	国保法第 72 条により定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整。法のほか算定省令や通知等に基づき交付。
交付額	調整交付金の総額は全国の給付費等の 9%。市町村間の所得調整をする普通調整交付金（7%）と特別事情に対して交付される特別調整交付金（2%）があり相互の流用は可能。
調整効果	普通調整交付金においては、実績給付費や所得水準が高ければ高いほど調整交付金の額が小さくなるなど、全国レベルで財政調整が行われている。
H24 交付実績	<ul style="list-style-type: none"> ○県内市町村交付額計 301.7 億円 <ul style="list-style-type: none"> 〔普通調整交付金 130.8 億円〕 〔特別調整交付金 170.9 億円〕 ○全都道府県交付額計 7,425 億円 <ul style="list-style-type: none"> 〔普通調整交付金 5,680 億円〕 〔特別調整交付金 1,745 億円〕

(3) 県調整交付金

根拠	国保法第 72 条の 2 により市町村が行う国民健康保険の財政を調整。法のほか条例や要綱等に基づき交付。福島県は県条例のほか毎年度策定する要綱に基づき交付。
交付額	調整交付金の総額は全市町村の給付費等の 9%。国の普通調整交付金に該当する 1 号交付金 (6%) と特別調整交付金に該当する 2 号交付金 (3%) があり相互の流用は可能。
1 号交付金の配分	<p>1 号交付金には、給付費水準や所得水準に応じて調整する財政調整型と、給付費等に対して定率で配分する定率型の 2 つの方式があり、福島県は定率で配分。</p> <p>(H23 時点の各都道府県の配分方式) 定率型 34、財政調整型 7、定率・財調併用型 6</p>
2 号交付金の配分	<p>2 号交付金には事業実施実績や成績評価により各種交付メニューがある。</p> <p>また、2 号交付金のうち「その他特別事情」(2 号交付金(メニュー事業)及び 1 号交付金を配分した後の余剰分)を配分する際は、財政調整された国の普通調整交付金の実績額で按分した額を各市町村に配分している。</p>
H24 交付実績	<p>○全市町村交付額計 118.6 億円</p> <p style="margin-left: 40px;">〔1 号交付金 70.2 億円〕</p> <p style="margin-left: 40px;">〔2 号交付金 48.4 億円〕</p>

2 保険財政共同安定化事業の拡大に伴う財政調整の試算

(1) 県調整交付金1号交付金による所得調整 (p4～p8)

試算方法	<p>平成24年度実績ベースで、現行の県調整交付金1号交付金を定率型から財政調整型に変更し、調整対象となる給付費に上限を設ける方式で4パターンを試算。</p> <p>(定率型) 給付費等に対し定率(6/100)で算出される。</p> <p>(財政調整型) 給付費水準や所得水準に応じて調整される。</p> <p>(給付費に上限を設ける方式)</p> <p>かかった給付費のうち一定部分以上は調整率を乗じて減額する。</p>
試算の結果	<p>財政調整型に変更した場合、所得指数が県平均を上回る場合は1号交付金の交付額が減少する傾向にあり、所得指数が県平均を下回る場合は交付額が増加する傾向にある。</p> <p>また、所得指数が県平均を下回る場合でも給付費指数の上限値設定によっては現行の定率型よりも交付額が減少することもある。</p>
影響	<p>財政調整型に変更した場合は1号交付金の総額が増える(調整対象収入額から調整対象需要額を控除する計算式となりH24ベースで約70億円→約85億円)ことから、仮に算定額が予算を上回る場合は調整率を乗じて交付することが必要となるとともに、2号交付金の配分にも影響が出てくる可能性もある。</p>

(2) 保険財政共同安定化事業の所得割による拠出 (p9～p11)

試算方法	<p>平成24年度実績ベースで、対象医療費を1円以上として所得割を導入した(導入しない)場合について5パターンを試算。</p>
試算の結果	<p>所得割の割合が増加するにつれて拠出(交付)超過が拡大するケース、拠出(交付)超過が交付(拠出)超過に逆転するケースなど様々なパターンがあるが、大規模保険者においては二極化が進み、拠出超過の大規模保険者にとっては負担が増大する。</p>
影響	<p>所得割の割合が増加するにつれて、県調整交付金2号交付金による拠出超過額への財政支援額も増加することから、所得割の割合が高いほど県調整交付金における他メニューへの配分可能額が減少する。</p>

県調整交付金（1号交付金）による所得調整の試算

1 現状

- 現在、1号交付金は給付費を基に定率で配分しているが、1号交付金で所得調整を行うためには、定率型から財政調整型への変更が必要。
- 各都道府県における1号交付金の交付状況は、定率型34、財政調整型7、定率・財政調整併用型6。（都道府県調整交付金配分ガイドライン改定前のH23年度の状況）

2 財政調整型の算定式及び留意点

財政調整型の具体的な算定式は、都道府県調整交付金配分ガイドライン「2（2）具体的な算定式の例」に記載のとおり。

（1）算定式

ア 定率型（現在の配分方式）	1号交付金 = 給付費等 × 6 / 100
イ 財政調整型	1号交付金 = (①調整対象需要額 - ②調整対象収入額) × 6 / 50
①調整対象需要額	= 当該保険者の給付費等総額
②調整対象収入額	= $\left(\begin{array}{c} \text{一人当たり} \\ \text{県平均} \\ \text{応益保険料額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{当該保険者の} \\ \text{給付費指数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{当該保険者の} \\ \text{被保険者数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{一人当たり} \\ \text{県平均} \\ \text{応能保険料額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{当該保険者の} \\ \text{給付費指数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{当該保険者の} \\ \text{所得指数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{当該保険者の} \\ \text{被保険者数} \end{array} \right)$
※ 給付費指数	= $\frac{\text{当該保険者の一人当たり給付費}}{\text{県平均の一人当たり給付費}}$
※ 所得指数	= $\frac{\text{当該保険者の一人当たり総所得}}{\text{県平均の一人当たり総所得}}$

(2) 算定に当たって留意する事項

項目	ガイドライン記載の留意事項		調整の例（他県参考）
①調整対象需要額	実績給付費を基本とするが、著しく高い給付費部分についてその一部を対象外とする。	給付費のうちどの程度までを調整対象とするか	○ 給付費指数による調整を行わず実績給付費とする。 ○ 給付費指数が 1.17（1.20）を超える場合調整対象とする。
		保健事業費を調整対象とするか	○ 調整対象需要額に保健事業費を算入する。 ○ 調整対象需要額に保健事業費は算入しない。
②調整対象収入額	県平均の保険料をベースにしつつも、給付費指数を用いる等、給付費水準に応じて増減する。	応能保険料：応益保険料の比率	○ 県の実績値とする。
		給付費の地域差をどの程度考慮するか	○ 給付費指数や所得指数の実績値で調整。 ○ 給付費指数は 1.17（1.20）を超える場合調整対象とし、所得指数は実績値で調整する。

- ガイドラインでは「都道府県ごとに地域差指数が把握できれば、給付費指数に代えて当該地域差指数で対応することも考えられる」とされている。
- 地域差指数は医療費の地域差を表す指標として、1人当たり医療費について人口の年齢構成の相違分を補正し全国平均を1として指数化したもの。
- 給付費指数は保険者一人当たり給付費を県平均で除したもの。
- 平成23年度実績に基づく福島県全体の地域差指数は「1.040」で、福島県の平均（1.000）が全国平均の1.040に相当することとなり、全国平均よりも医療費が高い。

3 財政調整型の試算

下記のとおり、ガイドラインを基本にいくつかのパターンについて試算する。

	試算 1	試算 2	試算 3	試算 4
①調整対象需要額	給付費指数による調整 (調整対象 1.10 超)	給付費指数による調整 (調整対象 1.17 超)	給付費指数による調整 (調整対象 1.20 超)	給付費指数による調整 をしない(実績給付費)
②調整対象収入額	所得指数 (実績値)			

(基本的考え方)

- 給付費の調整には、全国平均から算出される地域差指数ではなく、県平均から算出される給付費指数を用いる。
- 本県は2号交付金に保健事業費に対する補助メニューがある（2号交付金交付基準「1（エ）保健事業費の実施」）ことから、調整対象需要額に保健事業費を算入しない。
- 調整対象収入額の応能・応益の比率は県の実績値を用いる。
- 後期高齢者支援分及び介護分については、地域差がないことから所得調整のみが行われることとなる。（ガイドライン p 4 24行目）
- 給付費指数 1.10 超 = ガイドラインの例示を参考。
- 給付費指数 1.17 超 = 平成22年法改正前の国保運営安定化制度（基準超過費用額）において実績給付費が基準給付費の1.17倍を超える場合に繰入を行っていたことや他県の例を参考。
- 給付費指数 1.20 超 = 他県の例を参考。
- 所得指数については、ガイドラインにおいて特に給付費指数のように上限値の例示はないので、実績値とする。

※ 平成24年度実績に基づく1号交付金（財政調整型）の試算結果は別紙のとおり。

なお、今回はあくまで平成24年度実績に基づく試算であり、年度によっては当然増減はありうることに留意のこと。

平成24年度実績に基づく1号交付金(財政調整型)の試算結果

(単位:千円)

保番	保険者名	試算1	試算2	試算3	試算4	(参考) H24 1号交付金 実績	(参考)	
		(給)1.10 (所)実績	(給)1.17 (所)実績	(給)1.20 (所)実績	(給)実績 (所)実績		給付費指数	所得指数 (医療分、実績)
1	福島市	943,782	943,782	943,782	943,782	797,779	0.829	1.074
2	二本松市	231,582	231,582	231,582	231,582	197,118	0.975	1.095
3	郡山市	1,280,520	1,280,520	1,280,520	1,280,520	1,075,486	0.975	1.046
4	須賀川市	365,216	376,494	376,494	376,494	308,400	1.128	0.974
5	白河市	253,887	253,887	253,887	253,887	210,532	0.993	1.009
6	会津若松市	469,446	469,446	469,446	469,446	381,146	0.810	0.962
7	喜多方市	235,242	235,242	235,242	235,242	188,115	1.042	0.911
8	いわき市	1,497,134	1,497,134	1,497,134	1,497,134	1,205,418	1.085	0.944
10	相馬市	165,303	165,303	165,303	165,303	145,062	1.067	1.169
11	川俣町	60,596	60,596	60,596	60,596	46,014	0.841	0.819
13	桑折町	50,123	50,123	50,123	50,123	42,411	0.884	1.071
14	国見町	40,849	40,849	40,849	40,849	36,406	0.908	1.187
21	大玉村	31,922	33,412	33,412	33,412	29,119	1.140	1.132
27	鏡石町	59,561	59,561	59,561	59,561	48,776	0.975	0.986
29	天栄村	28,884	28,884	28,884	28,884	24,798	1.073	1.116
30	南会津町	76,060	76,060	76,060	76,060	63,329	0.878	1.037
31	下郷町	35,527	37,974	37,974	37,974	30,382	1.164	0.937
33	檜枝岐村	3,357	3,416	3,416	3,416	3,035	1.115	1.134
36	只見町	15,419	15,419	15,419	15,419	13,344	0.676	1.155
38	磐梯町	14,275	14,275	14,275	14,275	11,800	0.963	0.969
39	猪苗代町	61,960	61,960	61,960	61,960	53,377	0.963	1.122
42	北塩原村	18,158	19,633	20,265	24,142	19,157	1.384	0.858
45	西会津町	37,134	37,134	37,134	37,134	30,725	1.018	0.997
47	会津坂下町	79,805	79,805	79,805	79,805	66,738	1.073	1.030
48	湯川村	8,829	8,829	8,829	8,829	8,448	0.786	1.373
49	柳津町	19,911	21,405	22,046	22,836	17,796	1.237	0.816
51	会津美里町	94,130	94,130	94,130	94,130	77,548	0.902	1.004
53	三島町	9,133	9,133	9,133	9,133	7,236	0.993	0.865
54	金山町	11,303	11,303	11,303	11,303	9,847	0.951	1.120
55	昭和村	6,428	6,428	6,428	6,428	5,070	0.701	0.928
56	棚倉町	67,738	67,738	67,738	67,738	54,888	1.024	0.962
57	矢祭町	30,839	30,839	30,839	30,839	25,936	1.000	1.078
58	塙町	41,641	41,641	41,641	41,641	35,690	0.951	1.092
59	鮫川村	17,604	17,604	17,604	17,604	15,112	0.963	1.092
60	西郷村	72,069	72,069	72,069	72,069	58,698	0.896	0.974
63	泉崎村	28,407	28,407	28,407	28,407	24,158	1.012	1.088
64	中島村	24,434	24,434	24,434	24,434	22,587	1.085	1.283
65	矢吹町	93,431	93,431	93,431	93,431	78,009	1.097	1.023
67	石川町	81,603	81,603	81,603	81,603	67,079	0.993	0.986
68	玉川村	33,673	36,169	36,169	36,169	30,558	1.164	1.044
69	平田村	38,521	41,476	42,742	45,612	36,136	1.268	0.904
70	浅川町	32,760	34,202	34,202	34,202	28,041	1.140	0.993
71	古殿町	28,601	30,906	30,906	30,906	26,150	1.170	1.027
72	三春町	68,956	68,956	68,956	68,956	56,792	0.841	1.037
73	小野町	58,525	58,525	58,525	58,525	47,224	1.085	0.962
79	広野町	23,650	25,772	26,681	29,469	23,742	1.292	0.856
80	檜葉町	43,289	46,918	48,473	55,783	42,028	1.341	0.626
81	富岡町	76,999	83,783	86,691	99,774	78,554	1.335	0.737
82	川内村	17,305	18,769	19,397	22,850	17,370	1.365	0.703
83	大熊町	56,682	61,643	63,769	73,338	57,295	1.335	0.807
84	双葉町	39,418	42,541	43,879	44,994	33,062	1.225	0.603
85	浪江町	131,742	142,374	146,930	166,523	123,135	1.329	0.600
86	葛尾村	8,769	8,769	8,769	8,769	7,838	0.975	1.211
87	新地町	37,697	37,697	37,697	37,697	32,739	1.024	1.180
90	飯舘村	33,615	35,520	35,520	35,520	36,825	1.140	1.468
91	田村市	195,552	195,552	195,552	195,552	164,232	1.024	1.018
92	南相馬市	374,369	374,369	374,369	374,369	300,227	1.067	0.867
93	伊達市	279,217	279,217	279,217	279,217	237,614	0.981	1.085
94	本宮市	123,949	123,949	123,949	123,949	105,100	1.042	1.069
	計	8,366,531	8,428,592	8,445,151	8,509,599	7,021,231		

※ 給付費指数の上限値が高くなるにつれて(1.10超→1.17超→1.20超)、その上限値を超える保険者については、1号交付金の交付額が増加する。
 ※ 給付費指数が1.10以下の保険者については、上限値設定に左右されないため、いずれの試算でも1号交付金の額は変わらない。

平成24年度1号交付金実績額(県計7,021,231千円)に財政調整型試算の按分率を乗じた場合の増減率

(単位:%)

保番	保険者名	試算1 (給)1.10 (所)実績	試算2 (給)1.17 (所)実績	試算3 (給)1.20 (所)実績	試算4 (給)実績 (所)実績	(参考)	
						給付費指数	所得指数 (医療分、実績)
1	福島市	▲ 0.72	▲ 1.45	▲ 1.65	▲ 2.39	0.829	1.074
2	二本松市	▲ 1.41	▲ 2.13	▲ 2.33	▲ 3.06	0.975	1.095
3	郡山市	▲ 0.08	▲ 0.82	▲ 1.01	▲ 1.76	0.975	1.046
4	須賀川市	▲ 0.62	1.70	1.50	0.73	1.128	0.974
5	白河市	1.20	0.46	0.26	▲ 0.50	0.993	1.009
6	会津若松市	3.36	2.60	2.40	1.62	0.810	0.962
7	喜多方市	4.94	4.17	3.97	3.18	1.042	0.911
8	いわき市	4.23	3.46	3.26	2.48	1.085	0.944
10	相馬市	▲ 4.37	▲ 5.07	▲ 5.26	▲ 5.98	1.067	1.169
11	川俣町	10.51	9.70	9.49	8.66	0.841	0.819
13	桑折町	▲ 0.82	▲ 1.55	▲ 1.74	▲ 2.49	0.884	1.071
14	国見町	▲ 5.84	▲ 6.53	▲ 6.72	▲ 7.42	0.908	1.187
21	大玉村	▲ 8.00	▲ 4.42	▲ 4.61	▲ 5.33	1.140	1.132
27	鏡石町	2.47	1.72	1.52	0.75	0.975	0.986
29	天栄村	▲ 2.25	▲ 2.97	▲ 3.17	▲ 3.90	1.073	1.116
30	南会津町	0.79	0.05	▲ 0.15	▲ 0.90	0.878	1.037
31	下郷町	▲ 1.87	4.12	3.91	3.13	1.164	0.937
33	檜枝岐村	▲ 7.18	▲ 6.26	▲ 6.43	▲ 7.15	1.115	1.134
36	只見町	▲ 3.04	▲ 3.75	▲ 3.93	▲ 4.66	0.676	1.155
38	磐梯町	1.52	0.77	0.58	▲ 0.19	0.963	0.969
39	猪苗代町	▲ 2.59	▲ 3.30	▲ 3.49	▲ 4.22	0.963	1.122
42	北塩原村	▲ 20.46	▲ 14.63	▲ 12.05	3.98	1.384	0.858
45	西会津町	1.43	0.68	0.48	▲ 0.28	1.018	0.997
47	会津坂下町	0.35	▲ 0.39	▲ 0.58	▲ 1.34	1.073	1.030
48	湯川村	▲ 12.30	▲ 12.95	▲ 13.12	▲ 13.78	0.786	1.373
49	柳津町	▲ 6.11	0.19	2.99	5.87	1.237	0.816
51	会津美里町	1.86	1.11	0.92	0.15	0.902	1.004
53	三島町	5.91	5.14	4.93	4.13	0.993	0.865
54	金山町	▲ 3.68	▲ 4.39	▲ 4.57	▲ 5.29	0.951	1.120
55	昭和村	6.39	5.60	5.40	4.60	0.701	0.928
56	棚倉町	3.57	2.80	2.60	1.83	1.024	0.962
57	矢祭町	▲ 0.22	▲ 0.95	▲ 1.15	▲ 1.89	1.000	1.078
58	塙町	▲ 2.09	▲ 2.81	▲ 3.00	▲ 3.73	0.951	1.092
59	鮫川村	▲ 2.24	▲ 2.96	▲ 3.16	▲ 3.89	0.963	1.092
60	西郷村	3.04	2.28	2.08	1.30	0.896	0.974
63	泉崎村	▲ 1.32	▲ 2.05	▲ 2.24	▲ 2.98	1.012	1.088
64	中島村	▲ 9.22	▲ 9.89	▲ 10.06	▲ 10.75	1.085	1.283
65	矢吹町	0.51	▲ 0.23	▲ 0.43	▲ 1.18	1.097	1.023
67	石川町	2.09	1.34	1.14	0.37	0.993	0.986
68	玉川村	▲ 7.53	▲ 1.40	▲ 1.60	▲ 2.34	1.164	1.044
69	平田村	▲ 10.54	▲ 4.39	▲ 1.66	4.15	1.268	0.904
70	浅川町	▲ 1.96	1.60	1.41	0.63	1.140	0.993
71	古殿町	▲ 8.21	▲ 1.55	▲ 1.74	▲ 2.49	1.170	1.027
72	三春町	1.89	1.14	0.95	0.18	0.841	1.037
73	小野町	4.00	3.24	3.03	2.25	1.085	0.962
79	広野町	▲ 16.41	▲ 9.58	▲ 6.57	2.41	1.292	0.856
80	檜葉町	▲ 13.56	▲ 7.01	▲ 4.11	9.51	1.341	0.626
81	富岡町	▲ 17.74	▲ 11.15	▲ 8.25	4.80	1.335	0.737
82	川内村	▲ 16.40	▲ 9.99	▲ 7.16	8.54	1.365	0.703
83	大熊町	▲ 16.98	▲ 10.38	▲ 7.47	5.61	1.335	0.807
84	双葉町	0.05	7.18	10.34	12.29	1.225	0.603
85	浪江町	▲ 10.21	▲ 3.68	▲ 0.80	11.58	1.329	0.600
86	葛尾村	▲ 6.12	▲ 6.81	▲ 6.99	▲ 7.69	0.975	1.211
87	新地町	▲ 3.37	▲ 4.08	▲ 4.27	▲ 5.00	1.024	1.180
90	飯舘村	▲ 23.40	▲ 19.65	▲ 19.81	▲ 20.42	1.140	1.468
91	田村市	▲ 0.08	▲ 0.81	▲ 1.01	▲ 1.76	1.024	1.018
92	南相馬市	4.64	3.87	3.67	2.89	1.067	0.867
93	伊達市	▲ 1.39	▲ 2.11	▲ 2.30	▲ 3.04	0.981	1.085
94	本宮市	▲ 1.03	▲ 1.76	▲ 1.95	▲ 2.69	1.042	1.069
	計						

※ H24実績(定率型)と財政調整型を金額だけで比較した場合、総額が増えるため変化が見えにくいことから、上の表では財政調整型の試算における県全体に占める按分率を、H24実績額(県計7,021,231千円)に乗じて比較している。
 ※ 所得指数が県平均(1.000)を超える場合は現行の定率型より減少(▲表示)となり、所得指数が県平均を下回る場合は増加(+表示)となる傾向にある。また、所得指数が県平均を下回る場合で給付費指数の上限値設定によっては現行の定率型より減少する傾向もある。

保険財政安定化事業に係る試算(概要)

試算パターン	算定方式			対象医療費	交付額(拠出額) (円)	拠出超過、交付超過			1保険者当たり 拠出超過額(円) (C)=(A)/(B)	拠出超過額のうち 保険者持出(交付 金の1%以下) (円) (D)≥(A)*0.01	拠出超過額のうち 県調交による支援 (交付金の1%超) (円) (E)=-((A)+(D))
	医療費割 (%)	被保数割 (%)	所得割 (%)			区分	金額(円) (A)	保険者数 (B)			
H24実績	50	50		30万円超	20,571,775,784	(拠出超過) (交付超過)	▲ 1,007,659,935 1,007,659,935	29 30	▲ 34,746,894		
試算1	50	50		1円以上	54,747,562,590	(拠出超過) (交付超過)	▲ 2,739,917,815 2,739,917,815	44 15	▲ 62,270,859	360,487,807	2,379,430,008
試算2	50	25	25			(拠出超過) (交付超過)	▲ 2,822,965,939 2,822,965,939	38 21	▲ 74,288,577	324,710,139	2,498,255,800
試算3	40	30	30			(拠出超過) (交付超過)	▲ 2,936,496,583 2,936,496,583	39 20	▲ 75,294,784	323,444,212	2,613,052,371
試算4	20	40	40			(拠出超過) (交付超過)	▲ 3,167,311,379 3,167,311,379	38 21	▲ 83,350,299	318,520,189	2,848,791,190
試算5		50	50			(拠出超過) (交付超過)	▲ 3,420,118,442 3,420,118,442	31 28	▲ 110,326,401	302,749,990	3,117,368,452

- 試算は平成24年度実績をベースに実施。試算条件の詳細は資料2を参照のこと。
- 対象医療費を30万円超から1円以上に拡大した場合、事業規模が205億円から547億円に増加。(資料3、資料4)
- 算定方式に所得割を導入した場合
 - ・ 拠出超過額が増加(資料4)
 - ・ 1保険者当たりの拠出超過額が増加(")
 - ・ 拠出超過額のうち保険者負担(交付金の1%以下)は減少(")
 - ・ 拠出超過額のうち県調交による支援(交付金の1%超)は増加(")
- 所得割の割合が増加するにつれて、拠出超過や交付超過が拡大するケース、拠出超過が交付超過に向かうケース、交付超過が拠出超過に向かうケースなど様々なパターンがあるが、規模の大きい保険者においては、さらに二極化が進む傾向がある。(")

※ 試算は平成24年度実績ベースで実施したものであり、今後の医療費や被保険者数の推移、経済情勢の変化による所得の増減等によっては、試算の結果が変わることがあります。

保険財政共同安定化事業に係る試算(平成24年度実績と試算1の比較)

(単位:円)

保番	保険者名	平成24年度実績 対象医療費30万円超			対象医療費1円以上 試算1		
		交付額 (A)	医療費割50 被保険割50 所得割00		交付額 (D)	医療費割50 被保険割50 所得割00	
			拠出額 (B)	拠出超過額 (C)=(A)-(B)		拠出額 (E)	拠出超過額 (F)=(D)-(E)
1	福島市	2,171,574,418	2,461,082,164	▲ 289,507,746	6,241,821,594	6,661,149,415	▲ 419,327,821
2	二本松市	573,565,123	608,446,232	▲ 34,881,109	1,429,441,691	1,594,975,823	▲ 165,534,132
3	郡山市	3,056,706,051	3,236,578,635	▲ 179,872,584	8,142,573,456	8,691,309,922	▲ 548,736,466
4	須賀川市	919,803,251	861,092,114	58,711,137	2,320,044,735	2,329,705,932	▲ 9,661,197
5	白河市	616,381,227	597,305,210	19,076,017	1,615,067,542	1,682,090,492	▲ 67,022,950
6	会津若松市	1,097,239,764	1,268,831,959	▲ 171,592,195	2,899,053,655	3,359,613,123	▲ 460,559,468
7	喜多方市	633,737,668	573,873,671	59,863,997	1,416,335,389	1,433,756,635	▲ 17,421,246
8	いわき市	3,736,541,291	3,496,255,541	240,285,750	9,796,193,591	9,034,997,046	761,196,545
10	相馬市	387,777,032	402,033,481	▲ 14,256,449	1,084,108,537	1,129,700,619	▲ 45,592,082
11	川俣町	150,342,674	180,918,538	▲ 30,575,864	386,136,343	436,254,299	▲ 50,117,956
13	桑折町	114,566,266	136,703,111	▲ 22,136,845	320,914,122	359,057,527	▲ 38,143,405
14	国見町	102,990,699	116,486,174	▲ 13,495,475	286,299,857	307,738,567	▲ 21,438,710
21	大玉村	83,664,765	76,177,201	7,487,564	205,561,627	199,752,979	5,808,648
27	鏡石町	138,304,709	134,884,196	3,420,513	369,044,639	394,822,626	▲ 25,777,987
29	天栄村	62,178,387	63,038,842	▲ 860,455	175,275,734	185,198,111	▲ 9,922,377
30	南会津町	193,220,148	210,415,177	▲ 17,195,029	498,562,863	545,887,004	▲ 47,324,141
31	下郷町	100,160,787	91,560,287	8,600,500	220,444,467	243,770,663	▲ 23,326,196
33	檜枝岐村	8,573,489	6,680,401	1,893,088	22,657,977	21,310,273	1,347,704
36	只見町	42,620,683	52,423,015	▲ 9,802,332	114,503,186	135,856,527	▲ 21,353,341
38	磐梯町	39,986,382	39,613,479	372,903	90,621,690	98,462,288	▲ 7,840,598
39	猪苗代町	136,664,955	155,506,294	▲ 18,841,339	397,533,541	414,327,692	▲ 16,794,151
42	北塩原村	61,980,454	42,307,070	19,673,384	127,735,376	114,986,907	12,748,469
45	西会津町	97,364,905	106,820,863	▲ 9,455,958	218,078,210	253,982,157	▲ 35,903,947
47	会津坂下町	230,292,801	208,970,793	21,322,008	491,482,005	514,655,011	▲ 23,173,006
48	湯川村	21,965,148	31,378,966	▲ 9,413,818	58,783,439	79,671,503	▲ 20,888,064
49	柳津町	63,115,422	56,992,719	6,122,703	130,746,616	129,939,363	807,253
51	会津美里町	224,084,429	243,393,156	▲ 19,308,727	574,075,717	636,214,518	▲ 62,138,801
53	三島町	16,989,530	22,531,184	▲ 5,541,654	51,695,948	56,142,795	▲ 4,446,847
54	金山町	23,264,651	27,785,954	▲ 4,521,303	63,580,226	72,149,350	▲ 8,569,124
55	昭和村	12,059,040	19,681,184	▲ 7,622,144	33,773,672	54,394,828	▲ 20,621,156
56	棚倉町	156,518,718	155,507,282	1,011,436	391,167,438	426,580,834	▲ 35,413,396
57	矢祭町	82,147,686	77,305,931	4,841,755	180,349,570	205,416,218	▲ 25,066,648
58	塙町	107,810,570	113,825,620	▲ 6,015,050	257,906,221	299,349,046	▲ 41,442,825
59	鮫川村	55,741,093	52,298,807	3,442,286	118,767,001	131,591,855	▲ 12,824,854
60	西郷村	128,168,957	170,467,957	▲ 42,299,000	427,635,423	499,197,677	▲ 71,562,254
63	泉崎村	75,910,702	73,173,146	2,737,556	192,408,076	201,094,732	▲ 8,686,656
64	中島村	61,465,580	62,104,880	▲ 639,300	157,969,780	181,711,554	▲ 23,741,774
65	矢吹町	229,755,235	216,798,029	12,957,206	591,880,787	592,441,575	▲ 560,788
67	石川町	195,076,313	190,592,588	4,483,725	512,888,518	531,870,608	▲ 18,982,090
68	玉川村	83,671,878	84,795,295	▲ 1,123,417	228,073,153	231,975,070	▲ 3,901,917
69	平田村	114,616,751	100,255,924	14,360,827	268,013,027	272,560,745	▲ 4,547,718
70	浅川町	88,653,899	81,320,683	7,333,216	208,336,984	207,688,357	648,627
71	古殿町	63,967,354	65,532,059	▲ 1,564,705	184,675,584	190,805,657	▲ 6,130,073
72	三春町	168,069,794	203,170,178	▲ 35,100,384	444,707,691	526,770,100	▲ 82,062,409
73	小野町	140,269,247	149,523,226	▲ 9,253,979	340,560,044	382,181,289	▲ 41,621,245
79	広野町	85,391,397	59,197,724	26,193,673	222,012,888	143,126,857	78,886,031
80	榎葉町	160,075,646	86,254,754	73,820,892	410,980,716	218,961,673	192,019,043
81	富岡町	224,064,951	143,287,842	80,777,109	700,279,286	414,666,130	285,613,156
82	川内村	59,246,120	39,823,007	19,423,113	155,458,332	101,405,797	54,052,535
83	大熊町	180,351,407	120,053,590	60,297,817	506,451,309	298,183,681	208,267,628
84	双葉町	108,988,509	83,410,809	25,577,700	305,216,444	200,603,142	104,613,302
85	浪江町	363,956,123	242,631,562	121,324,561	1,043,569,134	657,189,987	386,379,147
86	葛尾村	17,435,648	22,495,121	▲ 5,059,473	64,114,701	64,438,256	▲ 323,555
87	新地町	89,213,688	98,083,041	▲ 8,869,353	255,451,015	261,505,538	▲ 6,054,523
90	飯館村	103,763,311	97,315,997	6,447,314	307,208,385	261,105,427	46,102,958
91	田村市	476,307,735	482,134,185	▲ 5,826,450	1,246,216,243	1,312,638,744	▲ 66,422,501
92	南相馬市	830,028,264	734,581,760	95,446,504	2,634,884,943	2,033,458,174	601,426,769
93	伊達市	701,031,693	734,059,491	▲ 33,027,798	1,833,768,793	1,940,199,978	▲ 106,431,185
94	本宮市	302,361,366	302,007,685	353,681	774,463,659	786,969,894	▲ 12,506,235
	合計	20,571,775,784	20,571,775,784	0	54,747,562,590	54,747,562,590	0

拠出超過額欄は、▲表示が拠出超過。

対象医療費を1円以上とした場合、事業規模が205億円から547億円と2.6倍に拡大する。

平成24年度実績と算定方式が同じ対象医療費1円以上の試算1と比較すると、拠出超過額が10億円から27億円と2.7倍に、拠出超過保険者数は29保険者から44保険者に拡大する。

拠出超過 計(拠出超過額欄マイナスの計)	29 保険者 ▲ 1,007,659,935	44 保険者 ▲ 2,739,917,815
交付超過 計(拠出超過額欄プラスの計)	30 保険者 1,007,659,935	15 保険者 2,739,917,815
拠出超過1保険者当たり拠出超過額	▲ 34,746,894	▲ 62,270,859

